

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1693.0		1843.9		1830.3	
備蓄米	-	-	-	-	-	-
飼料用米	6.0		5.2		13.0	
米粉用米	21.0		20.0		22.0	
新市場開拓用米	-	-	-	-	-	-
WCS用稲	145.0		142.8		136.0	
加工用米	-	-	-	-	-	-
麦	1508.5	1487.3	1502.0	1488.0	1503.0	1457.9
大豆	472.5		474.1		590.0	
飼料作物	159.1	119.9	158.6	120.9	183.0	164.7
・子実用とうもろこし	-	-	-	-	-	-
そば	4.4	1.7	4.4	1.7	7.0	3.5
なたね	0.0		0.0		5.0	
地力増進作物	4.8		4.3		20.0	
高収益作物	574.7		470.0		637.0	
・野菜	372.1	43.7	278.9	47.0	425.0	48.0
・花き・花木	69.6		58.5		75.0	
・果樹	133.0		132.6		137.0	
・その他の高収益作物	-	-	-	-	-	-
その他	0.2		0.2		1.1	
・地力増進作物	0.2		0.2		1.0	
・景観形成作物	0.0		0.0		0.1	
畑地化	27.3		2.6		20.0	

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
				（令和6年度）	（令和8年度）
1	加工・業務用野菜	加工・業務用野菜作 付助成（基幹）	作付面積	25.4 ha	31.0 ha
2	加工・業務用野菜	加工・業務用野菜作 付助成（二毛作）	作付面積	24.5 ha	30.0 ha
3・4	施設園芸作物	施設園芸作物助成 （基幹・二毛作）	作付面積（施設園芸野菜）	104.4 ha	122.0 ha
			作付面積（施設園芸花き）	8.1 ha	13.0 ha
			作付面積（施設園芸果樹）	0.4 ha	1.4 ha
5・6	露地園芸作物	露地園芸作物助成 （基幹・二毛作）	作付面積（露地園芸野菜）	102.5 ha	118.0 ha
			作付面積（露地園芸花き）	31.8 ha	42.0 ha
			作付面積（露地園芸果樹）	1.9 ha	2.0 ha
7	大豆	大豆担い手助成 （基幹）	担い手による作付面積	462.1 ha	510.0 ha
8	大豆	大豆土づくり助成 （基幹）	取組面積（土改材施用）	323.9 ha	460.0 ha
9・10	そば	そば作付助成 （基幹・二毛作）	作付面積	4.2 ha	4.3 ha
11・ 12	そば	そば数量支払助成 （基幹・二毛作）	10a当たりの収量	29.2 kg/10a	63.0kg/10a
13・ 14	麦	麦二毛作助成 （1回目）、（2回目） （二毛作）	二毛作の作付面積	1451.2 ha	1452.0 ha
			二毛作の作付率	41.3 %	42.0 %
15・ 16	飼料作物	飼料作物二毛作助成 （1回目）、（2回目） （二毛作）	二毛作の作付面積	114.9 ha	126.0 ha
			二毛作の作付率	3.2 %	3.8 %
17	稲発酵粗飼料用稲 （WCS用稲）	耕畜連携の取組（資源循 環）助成（耕畜連携）	作付面積（WCS用稲）	143.2 ha	144.0 ha
			取組面積（堆肥散布）	83.3 ha	86.0 ha
18	地力増進作物	営農再開支援 （地力増進作物） （基幹）	作付面積	0.2 ha	1.0 ha
			水田に占める被災水田の割合	2.9 %	1.2 %
19	景観形成作物	営農再開支援 （景観形成作物） （基幹）	作付面積	0.0 ha	0.1 ha
			水田に占める被災水田の割合	2.9 %	1.2 %
20	そば（基幹作）	そばの作付の取組 （基幹）	作付面積	2.6 ha	2.7 ha

7 産地交付金の活用方法の概要  
 都道府県名: 福岡県  
 協議会名: 朝倉市水田農業推進協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	加工・業務用野菜作付助成(基幹)	1	35,000	加工・業務用野菜	実需者等との出荷・販売契約に基づく生産であること。
2	加工・業務用野菜作付助成(二毛作)	2	15,000	加工・業務用野菜	実需者等との出荷・販売契約に基づく生産であること。
3	施設園芸作物助成(基幹)	1	12,000	別表1のとおり	・同一ほ場で対象作物を複数回作付した場合でも、交付金の交付は1回限りとする。 ・基幹作助成(整理番号3)は、主食用米、大豆、または新規需要米を作付けしないほ場であること。 ・永年性作物の未収穫期間で出荷・販売できない場合は、通常の肥培管理を行っていること。 ・永年性作物等の植栽制限については、植栽から4年目まで交付する。(別表1のとおり)
4	施設園芸作物助成(二毛作)	2	12,000	別表1のとおり	・同一ほ場で対象作物を複数回作付した場合でも、交付金の交付は1回限りとする。 ・二毛作助成(整理番号4)は、麦または飼料作物を作付けたほ場において、二毛作として作付けすること。 ・永年性作物の未収穫期間で出荷・販売できない場合は、通常の肥培管理を行っていること。 ・永年性作物等の植栽制限については、植栽から4年目まで交付する。(別表1のとおり)
5	露地園芸作物助成(基幹)	1	7,000	別表1のとおり	・同一ほ場で対象作物を複数回作付した場合でも、交付金の交付は1回限りとする。 ・基幹作助成(整理番号5)は、主食用米、大豆、または新規需要米を作付けしないほ場であること。 ・永年性作物の未収穫期間で出荷・販売できない場合は、通常の肥培管理を行っていること。 ・永年性作物等の植栽制限については、植栽から4年目まで交付する。(別表1のとおり)
6	露地園芸作物助成(二毛作)	2	7,000	別表1のとおり	・同一ほ場で対象作物を複数回作付した場合でも、交付金の交付は1回限りとする。 ・二毛作助成(整理番号6)は、麦または飼料作物を作付けたほ場において、二毛作として作付けすること。 ・永年性作物の未収穫期間で出荷・販売できない場合は、通常の肥培管理を行っていること。 ・永年性作物等の植栽制限については、植栽から4年目まで交付する。(別表1のとおり)
7	大豆担い手助成(基幹)	1	4,000	大豆	担い手の作付面積に応じて支援。生産性向上のため、下記の取組のうち1つ以上に取り組むこと。 ・多収品種の導入 ・明暗きよ排水の整備 ・うね立て播種 ・機械の共同利用
8	大豆土づくり助成(基幹)	1	5,000	大豆	土壌改良材の施用量を面積に換算して支援 ・同一年度に主食用米または新規需要米を作付けしないほ場であること。 ・大豆栽培ごよみ等栽培指針に基づき、適正な土壌改良材を施用すること。
9	そば作付助成(基幹)	1	15,000	そば	そばの作付面積に応じて支援。生産性向上のため、下記の取組のうち1つ以上に取り組むこと。 ・多収品種の導入 ・明暗きよ排水の整備 ・うね立て播種 ・機械の共同利用
10	そば作付助成(二毛作)	2	15,000	そば	そば(二毛作)の作付面積に応じて支援 ・二毛作助成(整理番号10)は、主食用米、大豆、飼料作物、新規需要米、加工・業務用野菜(基幹作)、またはそば(基幹作)を作付けたほ場において、二毛作として作付けすること。 ・生産性向上のため、下記の取組のうち1つ以上に取り組むこと。 (多収品種の導入、明暗きよ排水の整備、うね立て播種、機械の共同利用)
11	そば収量支払助成(基幹)	1	14,000	そば	そば(基幹作)の収量に応じて支援。生産性向上のため、下記の取組のうち1つ以上に取り組むこと。 ・多収品種の導入 ・明暗きよ排水の整備 ・うね立て播種 ・機械の共同利用
12	そば収量支払助成(二毛作)	2	14,000	そば	そば(二毛作)の収量に応じて支援。生産性向上のため、下記の取組のうち1つ以上に取り組むこと。 ・多収品種の導入 ・明暗きよ排水の整備 ・うね立て播種 ・機械の共同利用
13	麦二毛作助成(1回目)(二毛作)	2	5,000	麦	麦(二毛作)の作付面積に応じて支援 主食用米、大豆、飼料作物、新規需要米、加工・業務用野菜(基幹作)、またはそば(基幹作)を作付けたほ場において、二毛作として作付けすること。
14	麦二毛作助成(2回目)(二毛作)	2	1,000	麦	麦(二毛作)の作付面積に応じて支援 主食用米、大豆、飼料作物、新規需要米、加工・業務用野菜(基幹作)、またはそば(基幹作)を作付けたほ場において、二毛作として作付けすること。
15	飼料作物二毛作助成(1回目)(二毛作)	2	12,000	飼料作物(子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、青刈りソルガム(ソルゴー型・スーダン型、スーダングラス等)、青刈り麦、青刈りひえ、青刈り稲、牧草(イネ科、マメ科等))	自家利用計画、利用供給協定書に基づく、飼料作物(二毛作)の作付面積に応じて支援 主食用米、戦略作物(大豆、麦、飼料作物、新規需要米)、加工・業務用野菜(基幹作)、またはそば(基幹作)を作付けたほ場において、二毛作として作付けすること。
16	飼料作物二毛作助成(2回目)(二毛作)	2	1,000	飼料作物(子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、青刈りソルガム(ソルゴー型・スーダン型、スーダングラス等)、青刈り麦、青刈りひえ、青刈り稲、牧草(イネ科、マメ科等))	自家利用計画、利用供給協定書に基づく、飼料作物(二毛作)の作付面積に応じて支援 主食用米、戦略作物(大豆、麦、飼料作物、新規需要米)、加工・業務用野菜(基幹作)、またはそば(基幹作)を作付けたほ場において、二毛作として作付けすること。
17	耕畜連携の取組(資源循環)助成(耕畜連携)	3	10,000	稲発酵粗飼料用稲(WCS用稲)	利用供給協定に基づく水田で、生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物を散布した面積に応じて支援 ・当該年度(産地交付金の交付額報告書(様式第11-3号)提出まで)において、堆肥散布を行うこと。 ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物由来であること。 ・堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者またはその者の委託を受けた者であること。 ・堆肥の散布量は、2t/10aまたは4m <sup>2</sup> /10a以上であること。 ただし、粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限り。 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組の認定を受けていること。
18	営農再開支援(地力増進作物)(基幹)	1	20,000	地力増進作物	・年度内に復旧工事が完了した被災水田等において、対象作物を作付けすること。 ・農業用施設の被災等により水稲作を断念した被災水田等において、対象作物を作付けすること。
19	営農再開支援(景観形成作物)(基幹)	1	20,000	景観形成作物	・復旧工事が完了するまでの間、販売目的での作物の作付けが困難な被災水田等において、対象作物を作付けすること。 ・被災水田等における対象作物の作付けについては、復旧工事の支障にならないよう、営農条件について、予め朝倉市と協議を行っていること。
20	そば作付けの取組(基幹)	1	20,000	そば	そばの作付面積に応じて支援 ・同一ほ場で対象作物を複数回作付した場合でも、交付金の交付は1回限りとする。 ・同一年度に主食用米、戦略作物(大豆、新規需要米)を作付けしないほ場であること。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会			整理番号	1	
用途名	加工・業務用野菜作付助成(基幹)					
対象作物	加工・業務用野菜（加工用にんじん、加工用じゃがいも、加工用ほうれんそう、加工用たかな、加工用ブロッコリー）					
単 価	35,000円/10a					
課 題	需要に応じた生産を推進し、収益性の拡大および農業経営の安定化を図るためには、今後成長が見込まれる新たな需要に対応していく必要がある。実需者のニーズに応じた野菜の生産・拡大を推進していくことが重要であるため、加工・業務用向けに対応した作物の作付を支援し、作付面積の拡大を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積	目標	27.0 ha	27.0 ha	29.0 ha	31.0 ha
		実績	25.2 ha	25.4 ha	—	—
内 容	加工・業務用に出荷することを目的として野菜を作付けし、出荷・販売を行う取り組みを支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 実需者および集出荷団体等（以下「実需者等」という。）との出荷・販売契約に基づき、加工・業務用に出荷することを目的として野菜を作付けする販売農家。 ※実需者等とは、食品製造業者、外食・中食業者など、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者をいう。</p> <p>○助成対象作物 加工・業務用に出荷することを目的として作付けする野菜。畑作物の直接支払交付金の対象作物は除く。</p> <p>○取組の要件 ①実需者等と出荷・販売契約を締結し、加工・業務用として野菜を生産・出荷・販売すること。 ②同一年度に主食用米、大豆、または新規需要米を作付けしないほ場であること。 ③同一ほ場における交付金の交付は、1回限りとする。</p> <p>○その他の要件 上記に定めるもののほか、水田農業推進協議会長が特に認める場合は、対象作物にできるものとする。</p>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類等を確認する。 ①対象者：営農計画書、出荷・販売契約書（品目、数量、面積契約の場合は面積、契約期間がわかる書面） ②助成対象作物：営農計画書、現地確認 ③助成対象水田：農地台帳、水田台帳 ④取組要件の確認方法：出荷・販売契約書、販売伝票または荷受証明書、作業日誌等</p>					
成果等の 確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。 面積契約の場合は、対象契約に基づき出荷したほ場面積を集計。 数量契約の場合は、対象契約に基づく出荷数量を単収で除した換算面積を集計。 ※ただし、施設園芸の交付対象面積は施設の実面積を上限とする。 ※単収とは、原則として福岡県の平均的な単収またはこれに準ずる単収とする。</p>					
備考	<p>※整理番号3、5と重複して交付しない。 ※交付金の支払時期としては年度末払いとする。 ※次年度以降は要件の定着状況等を確認し、支援の有無、新たな要件等を検討する。 ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会			整理番号	2	
使途名	加工・業務用野菜作付助成(二毛作)					
対象作物	加工・業務用野菜(加工用じゃがいも、加工用ほうれんそう、加工用たかな、加工用ブロッコリー)					
単 価	15,000円/10a					
課 題	需要に応じた生産を推進するためには、今後成長が見込まれる新たな需要に対応していく必要がある。実需者のニーズに応じた野菜の生産・拡大を推進していくことが重要であるため、加工・業務用向けに対応した作物の作付を支援する。裏作も含めた通年での作付振興など、効率的な土地利用を推進し、加工・業務用野菜の定着と作付面積の拡大を図る。					
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	作付面積	目標	31.0 ha	28.0 ha	29.0 ha	30.0 ha
		実績	25.7 ha	24.5 ha	—	—
内 容	加工・業務用に出荷することを目的として二毛作で野菜を作付けし、出荷・販売を行う取り組みを支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 実需者および集出荷団体等(以下「実需者等」という。)との出荷・販売契約に基づき、加工・業務用に出荷することを目的として野菜を作付けする販売農家。 ※実需者等とは、食品製造業者、外食・中食業者など、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者をいう。</p> <p>○取組の要件 ①実需者等と出荷・販売契約を締結し、加工・業務用として野菜を生産・出荷・販売すること。 ②主食用米、戦略作物(大豆、飼料作物、新規需要米)、加工・業務用野菜(基幹作)、またはそば(基幹作)を作付けしたほ場において、二毛作として作付けすること。 ③加工・業務用野菜(基幹作)との二毛作助成は、基幹作と異なる作物であること。 ④同一ほ場における交付金の交付は、1回限りとする。</p> <p>○その他の要件 上記に定めるもののほか、水田農業推進協議会長が特に認める場合は、対象作物にできるものとする。</p>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類等を確認する。 ①対象者:営農計画書、出荷・販売契約書(品目、数量、面積契約の場合は面積、契約期間がわかる書面) ②助成対象作物:営農計画書、現地確認 ③助成対象水田:農地台帳、水田台帳 ④取組要件の確認方法:販売伝票または荷受証明書、作業日誌等</p>					
成果等の 確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。 面積契約の場合は、対象契約に基づき出荷したほ場面積を集計。 数量契約の場合は、対象契約に基づく出荷数量を単収で除した換算面積を集計。 ※ただし、施設園芸作物の交付対象面積は、施設の実面積を上限とする。 ※単収とは、原則として福岡県の平均的な単収またはこれに準ずる単収とする。</p>					
備考	<p>※整理番号4、6と重複して交付しない。 ※交付金の支払時期としては年度末払いとする。 ※次年度以降は要件の定着状況等を確認し、支援の有無、新たな要件等を検討する。 ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会			整理番号	3・4	
用途名	施設園芸作物助成(基幹・二毛作)					
対象作物	ハウス等の園芸施設で栽培する野菜・花き・花木・永年性作物・その他作物等(対象作物は別表1のとおり) 基幹(整理番号3)及び二毛作(整理番号4)					
単 価	12,000円/10a					
課 題	当地域では全国的にも有名な「博多ブランド」となっている産地指定野菜を中心に、花きや果樹といった施設園芸等の産地強化により、付加価値の向上を図り、農業振興を推進している。しかし、高齢化や後継者不足に加え、資材や燃料の高騰、自然災害等厳しい状況にある中、生産者の収入の増大等経営安定に向けた収益力強化が課題である。そのため、収益性の高い施設園芸作物を助成の対象とし、生産者の経営の維持・安定化を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積 (施設園芸野菜)	目標	163.0 ha	118.0 ha	120.0 ha	122.0 ha
		実績	116.4 ha	104.4 ha	—	—
	作付面積 (施設園芸花き)	目標	18.0 ha	11.0 ha	12.0 ha	13.0 ha
		実績	10.6 ha	8.1 ha	—	—
	作付面積 (施設園芸果樹)	目標	1.4 ha	1.4 ha	1.4 ha	1.4 ha
実績		0.6 ha	0.4 ha	—	—	
内 容	ハウス等の園芸施設に対象作物を作付けし、出荷・販売を行う取り組みを支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 販売を目的として、ハウス等の園芸施設に対象作物を作付けする販売農家。</p> <p>○取組の要件 ①同一ほ場で対象作物を複数回作付した場合でも、交付金の交付は1回限りとする。 ②基幹作助成(整理番号3)は、主食用米、大豆、または新規需要用米を作付けしないほ場であること。 ③二毛作助成(整理番号4)は、麦または飼料作物を作付けしたほ場において、二毛作として作付けすること。 ④永年性作物の未収穫期間で出荷・販売できない場合は、通常の肥培管理を行っていること。 ⑤永年性作物等の植栽制限については、植栽から4年目まで交付する。(別表1のとおり)</p> <p>○その他の要件 ①ハウス等の園芸施設とは、施設共済の引受対象施設であること。 ②別表1に定めるもののほか、水田農業推進協議会会長が特に認める場合は、対象作物にできるものとする。 ③経営所得安定対策党実施要綱別紙1の2に定める交付対象水田であること。</p>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類等を確認する。 ①助成対象者: 営農計画書 ②助成対象作物: 営農計画書、現地確認 ③助成対象水田: 農地台帳、水田台帳 ④取組要件の確認方法: 出荷・販売伝票(作物名、日付、出荷・販売先がわかるもの)、作業日誌等</p>					
成果等の 確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。 ハウス等の園芸施設の作付面積は、営農計画書および実測により、園芸施設の実面積を集計。</p>					
備考	<p>※整理番号1、2と重複して交付しない。 ※交付金の支払時期としては年度末払いとする。 ※次年度以降は要件の定着状況等を確認し、支援の有無、新たな要件等を検討する。 ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会			整理番号	5・6	
使途名	露地園芸作物助成(基幹・二毛作)					
対象作物	露地で栽培する野菜・花き・花木・永年性作物・その他作物等(対象作物は別表1のとおり) 基幹(整理番号5)及び二毛作(整理番号6)					
単 価	7,000円/10a					
課 題	当地域の水田農業において高齢化や後継者不足等により生産面積が減少傾向にある中、生産者の収入の増大等経営安定に向けた収益力強化が課題である。露地園芸作物については、天候不順による収量低下や産地間競争の激化、消費者ニーズの多様化、市場価格の低迷など厳しい状況にある。そのため、幅広く助成の対象作物とし、作付拡大が見込める一定規模以上の生産者に対して支援することで、産地の維持・安定化を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積 (露地園芸野菜)	目標	152.0 ha	116.0 ha	117.0 ha	118.0 ha
		実績	115.4 ha	102.5 ha	—	—
	作付面積 (露地園芸花き)	目標	69.0 ha	40.0 ha	41.0 ha	42.0 ha
		実績	39.7 ha	31.8 ha	—	—
	作付面積 (露地園芸果樹)	目標	5.2 ha	2.0 ha	2.0 ha	2.0 ha
実績		1.9 ha	1.9 ha	—	—	
内 容	露地に対象作物を作付けし、出荷・販売を行う取り組みを支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 販売を目的として、対象作物を露地に作付けする販売農家。</p> <p>○取組の要件 ①同一ほ場で対象作物を複数回作付した場合でも、交付金の交付は1回限りとする。 ②基幹作助成(整理番号5)は、主食用米、大豆、または新規需用米を作付けしないほ場であること。 ③二毛作助成(整理番号6)は、麦または飼料作物を作付けしたほ場において、二毛作として作付けすること。 ④永年性作物の未収穫期間で出荷・販売できない場合は、通常の肥培管理を行っていること。 ⑤永年性作物等の植栽制限については、植栽から4年目まで交付する。(別表1のとおり)</p> <p>○その他の要件 ①その他作物の追加要件は、直売所等利用による有利販売の実施とする。 ②別表1に定めるもののほか、水田農業推進協議会会長が特に認める場合は、対象作物にできるものとする。</p>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類等を確認する。 ①助成対象者: 営農計画書 ②助成対象作物: 営農計画書、現地確認 ③助成対象水田: 農地台帳、水田台帳 ④取組要件の確認方法: 出荷・販売伝票(作物名、日付、出荷・販売先がわかるもの)、作業日誌等</p>					
成果等の 確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。 露地園芸作物の作付面積は、営農計画書および水田台帳より集計。</p>					
備考	<p>※整理番号1、2と重複して交付しない。 ※交付金の支払時期としては年度末払いとする。 ※次年度以降は要件の定着状況等を確認し、支援の有無、新たな要件等を検討する。 ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

別表1

## 地域振興作物一覧

	野菜	花き・花木※2	永年性作物※1	その他	
1	アスパラガス	たで	あじさい	いちじく	小豆
2	いちご	たまねぎ	カーネーション	うめ	えごま
3	うり	ちんげんさい	きく	おうとう	ハーブ等
4	えだまめ	つけな(コマツナ・ナバナ等)	サカキ	かき	きのこ(椎茸・木耳等)
5	おくら	蓄菜	サザンカ	かぼす	ごま
6	かぶ	とうがらし	サツキ	キウイフルーツ	さとうきび
7	かぼちゃ	トマト	シクラメン	きず	芝
8	カリフラワー	なす	シャリンバイ	すだち	たばこ
9	きくいも	なばな	スイセン	すもも	薬用作物(センキュウ・トウキ・クマザサ等)
10	キャベツ	にら	ダイアンサス	だいたい	落花生
11	きゅうり	にんじん	ツツジ	なし	茶※1
12	くず	にんにく	トルコギキョウ	びわ	
13	グリーンピース	ねぎ	ばら	ぶどう	
14	こしょう	はくさい	ほおずき	ブルーベリー	
15	ごぼう	パセリ	モクセイ	みかん	
16	ゴーヤ	葉にんにく	ゆり	もも	
17	こまつな	パプリカ	ラン	ゆず	
18	こもちかんらん	ピーマン	りんどう	りんご	
19	さといも	ふき	花木(梅・桜・萩・牡丹・椿等)	レモン	
20	さやいんげん	ブロッコリー	種苗	オリーブ	
21	さやえんどう	ほうれんそう	切花	銀杏	
22	サラダ菜	まくわうり	苗木	くり	
23	ししとう	モロヘイヤ	鉢物	さんしょ	
24	しそ	水菜	切花用母木(きく等)※1	ハゼ	
25	しゅんぎく	みつば		桑	
26	しょうが	みょうが			
27	食用かんしょ	メロン			
28	食用ばれいしょ	やまのいも			
29	すいか	らっきょう			
30	スイートコーン	レタス			
31	ズッキーニ	れんこん			
32	セリ	わさび			
33	セルリー				
34	そらまめ				
35	だいこん				

上記以外のもので、水田農業推進協議会長が特に認める作物については、対象にできる。

ただし、所得増加に直接寄与しない作物は除く。

※1 植栽年度から4年目まで交付する。

※2 花きについては、鉢物・種苗・苗木等の(永年性でないもの)を対象とする。

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会	整理番号	7		
使途名	大豆担い手助成(基幹)				
対象作物	大豆				
単 価	4,000円/10a(10,000円/10a)				
課 題	大豆は米に次ぐ土地利用型作物であり、当地域の転作作物の主要品目となっている。生産面積は増加傾向にあるものの、生産者の高齢化や後継者不足等の課題があり、担い手の確保や担い手への農地集積といった対策が必要である。そのため、集落営農組織や認定農業者等への支援を行うことにより、担い手の育成と経営体の基盤強化を図る。				
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	担い手による 作付面積	目標 560.0 ha 実績 499.5 ha	500.0 ha 462.1 ha	505.0 ha —	510.0 ha —
内 容	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者(以下「担い手」という。)が大豆を作付けし、出荷・販売を行う取り組みを支援する。				
具体的要件	<p>○助成対象者 出荷・販売を目的として、大豆を作付けする担い手。</p> <p>○取組の要件</p> <p>①同一年度に主食用米または新規需要米を作付けしないほ場であること。</p> <p>②生産性向上のため、下記の取組のうち1つ以上に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多収品種の導入</li> <li>・明暗きょ排水の整備</li> <li>・つね立て播種</li> <li>・機械の共同利用</li> </ul>				
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類を確認する。</p> <p>①助成対象者: 営農計画書、農業経営改善計画書、青年等就農計画認定書、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧</p> <p>②助成対象作物: 営農計画書、農業共済データ、現地確認</p> <p>③助成対象水田: 農地台帳、水田台帳</p> <p>④取組要件の確認方法: 水田活用の直接支払交付金で確認した大豆作付面積、作業日誌等</p>				
成果等の 確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。</p> <p>担い手による大豆の作付面積は、水田活用の直接支払交付金で確認した作付面積を集計。</p>				
備考	<p>※交付金の支払時期としては年度末払いとする。</p> <p>※次年度以降は要件の定着状況等を確認し、支援の有無、新たな要件等を検討する。</p> <p>※整理番号8との重複しての交付は可能とする。</p> <p>※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>				

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会			整理番号	8	
用途名	大豆土づくり助成(基幹)					
対象作物	大豆					
単 価	5,000円/10a					
課 題	大豆は米に次ぐ土地利用型作物であり、当地域の転作作物の主要品目となっている。しかしながら、当地域では集落営農組織で大豆の作付をする生産者も多く、高齢化や後継者不足により、作業負担が大きく収量が減少傾向となっており、収量増大は重要な課題となっている。そこで実需者ニーズに沿った大豆生産をさらに推進していくため、土壌改良材の施用を支援することで収量の増大と安定化を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積 (土改材施用)	目標	400.0 ha	420.0 ha	440.0 ha	460.0 ha
		実績	385.3 ha	323.9 ha	—	—
内 容	土壌改良材を施用する取り組みを支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 販売目的で大豆を作付する販売農家及び組織</p> <p>○取組の要件 ①同一年度に主食用米または新規需要米を作付けしないほ場であること。 ②大豆を作付けする圃場において、土作り資材(土壌改良資材)散布の取組をおこなうこと。</p>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類を確認する。</p> <p>①助成対象者:営農計画書 ②助成対象作物:営農計画書、農業共済データ、現地確認 ③助成対象水田:農地台帳、水田台帳 ④取組要件の確認方法:資材購入伝票(JAの購入データ含む)、作業日誌等</p>					
成果等の 確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。 大豆の作付面積は、営農計画書および水田台帳を集計。 ただし、資材購入伝票等により土壌改良材の施用量(10aあたり)を確認する。</p>					
備考	<p>※交付金の支払時期としては年度末払いとする。 ※次年度以降は要件の定着状況等を確認し、支援の有無、新たな要件等を検討する。 ※整理番号7との重複しての交付は可能とする。 ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会			整理番号	9・10	
使途名	そば作付助成(基幹・二毛作)					
対象作物	そば 基幹(整理番号9)及び二毛作(整理番号10)					
単 価	15,000円/10a					
課 題	<p>中山間地域等の条件不利地では過疎化や高齢化による担い手不足が顕著であり、地域農業の担い手確保対策が重要な課題となっている。そのため、農地の有効活用と地域の活性化を目指し、高齢者でも負担が少ないそばの作付を推進し、適地適作による産地づくりが必要である。</p> <p>中山間地域における耕作放棄地対策や被災地域における災害復旧後の支援対策につながるよう、今後も生産振興を図る。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積	目標	7.0 ha	3.0 ha	4.3 ha	4.3 ha
		実績	2.9 ha	4.2 ha	—	—
内 容	そばを作付けし、出荷・販売を行う取り組みを支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 販売を目的として、そばを作付けする販売農家。</p> <p>○取組の要件 ①基幹作助成(整理番号9)は、主食用米、大豆、または新規需要用米を作付けしないほ場であること。 ②二毛作助成(整理番号10)は、主食用米、大豆、飼料作物、新規需要用米、加工・業務用野菜(基幹作)、またはそば(基幹作)を作付けしたほ場において、二毛作として作付けすること。 ③生産性向上のため、下記の取組のうち1つ以上に取り組むこと。 ・多収品種の導入 ・明暗きょ排水の整備 ・うね立て播種 ・機械の共同利用</p>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類を確認する。 ①助成対象者:営農計画書 ②助成対象作物:営農計画書、現地確認 ③助成対象水田:農地台帳、水田台帳 ④取組要件の確認方法:出荷・販売伝票、作業日誌等</p>					
成果等の 確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。 そばの作付面積は、営農計画書および水田台帳を集計。</p>					
備考	<p>※交付金の支払時期としては年度末払いとする。 ※次年度以降は要件の定着状況等を確認し、支援の有無、新たな要件等を検討する。 ※整理番号11、12との重複しての交付は可能とする。基幹作は整理番号20との重複しての交付は可能とする。 ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会			整理番号	11・12	
使途名	そば数量支払助成(基幹作・二毛作)					
対象作物	そば 基幹(整理番号11)及び二毛作(整理番号12)					
単 価	260円/kg (基準単収:54kg/10aでの面積換算 14,000円/10a)					
課 題	中山間地域等の条件不利地は大豆等の転作に不向きであるため、担い手確保対策や地域活性化対策、水田の高度利用に有効な対策として、そばの作付けに対する支援を行ってきた。しかしながら、播種期の悪天候で発芽不良になり収量が安定せず、低迷していることが課題となっている。そのため、単収向上の誘導策として排水対策を徹底し、出荷数量に応じた助成を実施することで農家の生産意欲の向上を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	10a当たりの収量	目標	57.0 kg/10a	61.0 kg/10a	62.0 kg/10a	63.0 kg/10a
		実績	60.7 kg/10a	29.2 kg/10a	—	—
内 容	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者(以下「担い手」という。)がそばを作付けし、収量増大を図る取組を支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 販売を目的として、そばを作付する担い手</p> <p>○取組の要件 生産性向上のための課題に対する取組として、下記の取組のうち1つ以上に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多収品種の導入</li> <li>・明暗きょ排水の整備</li> <li>・うね立て播種</li> <li>・機械の共同利用</li> </ul>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類を確認する。</p> <p>①助成対象者:営農計画書、農業経営改善計画書、青年等就農計画認定書、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧</p> <p>②助成対象作物:営農計画書、現地確認</p> <p>③助成対象水田:農地台帳、水田台帳</p> <p>④取組要件の確認方法:水田活用の直接支払交付金で確認したそばの作付面積、作業日誌等</p>					
成果等の 確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。</p> <p>・農産物検査証明書、出荷・販売伝票、および畑作物の直接支払交付金申請数量から出荷量を集計。</p>					
備考	<p>※交付金の支払時期としては年度末払いとする。</p> <p>※次年度以降は、要件の定着状況等を確認し、支援の有無、新たな要件等を検討する。</p> <p>※整理番号9、10との重複しての交付は可能とする。基幹作は整理番号20との重複しての交付は可能とする。</p> <p>※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会	整理番号	13			
使途名	麦二毛作助成(1回目)(二毛作)					
対象作物	麦					
単 価	5,000円/10a					
課 題	<p>麦は裏作の主要品目と位置づけており、食料自給率の向上、水田の有効活用、農業機械の効率的利用のため、二毛作助成の取り組みを推進し、麦の作付面積拡大に取り組むことが重要である。麦作の振興においては、実需者のニーズに応じた生産を推進していくため、天候の影響等による品質や生産性の低下対策として、ほ場における排水対策を徹底するなど基本技術の励行等により、品質の向上と収量の安定化を図る。</p>					
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	二毛作の 作付面積	目標	1,450.0 ha	1,450.0 ha	1,452.0 ha	1,452.0 ha
		実績	1,444.7 ha	1,451.2 ha	—	—
	二毛作の 作付率	目標	40.0%	42.0%	42.0%	42.0%
実績		41.4%	41.3%	—	—	
内 容	二毛作として麦を作付けし、出荷・販売を行う取り組みを支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 出荷・販売を目的に、二毛作として麦を作付けする販売農家。</p> <p>○取組の要件 主食用米、大豆、飼料作物、新規需要米、加工・業務用野菜(基幹作)、またはそば(基幹作)を作付けしたほ場において、二毛作として作付けすること。</p>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類等を確認する。</p> <p>①助成対象者: 営農計画書 ②助成対象作物: 農業共済データ、現地確認、出荷・販売契約書 ③助成対象農地: 農地台帳、水田台帳、麦共済細目書記載面積 ④取組要件の確認方法: 営農計画書、出荷・販売伝票(JAの出荷データ含む)</p>					
成果等の 確認方法	<p>○12月末までに以下の方法で確認する。 麦二毛作の作付面積は、農業共済データ、営農計画書および水田台帳より集計。</p>					
備考	<p>※交付金の支払時期としては年末払いとする。 ※整理番号14との重複しての交付は可能とする。 ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会	整理番号	14			
使途名	麦二毛作助成(2回目)(二毛作)					
対象作物	麦					
単 価	1,000円/10a(3,000円/10a)					
課 題	<p>麦は裏作の主要品目と位置づけており、食料自給率の向上、水田の有効活用、農業機械の効率的利用のため、二毛作助成の取り組みを推進し、麦の作付面積拡大に取り組むことが重要である。麦作の振興においては、実需者のニーズに応じた生産を推進していくため、天候の影響等による品質や生産性の低下対策として、ほ場における排水対策を徹底するなど基本技術の励行等により、品質の向上と収量の安定化を図る。</p>					
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	二毛作の 作付面積	目標	1,450.0 ha	1,450.0 ha	1,452.0 ha	1,452.0 ha
		実績	1,444.7 ha	1,451.2 ha	—	
	二毛作の 作付率	目標	40.0%	42.0%	42.0%	42.0%
実績		41.4%	41.3%	—	—	
内 容	二毛作として麦を作付けし、出荷・販売を行う取り組みを支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 出荷・販売を目的に、二毛作として麦を作付けする販売農家。</p> <p>○取組の要件 主食用米、大豆、飼料作物、新規需要米、加工・業務用野菜(基幹作)、またはそば(基幹作)を作付けしたほ場において、二毛作として作付けすること。</p>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類等を確認する。</p> <p>①助成対象者: 営農計画書                  ②助成対象作物: 農業共済データ、現地確認、出荷・販売契約書                  ③助成対象農地: 農地台帳、水田台帳、麦共済細目書記載面積                  ④取組要件の確認方法: 営農計画書、出荷・販売伝票(JAの出荷データ含む)</p>					
成果等の 確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。                  麦二毛作の作付面積は、農業共済データ、営農計画書および水田台帳より集計。</p>					
備考	<p>※交付金の支払時期としては年度末払いとする。                  ※整理番号13との重複しての交付は可能とする。                  ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会	整理番号	15			
使途名	飼料作物二毛作助成(1回目)(二毛作)					
対象作物	飼料作物(子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、青刈りソルガム(ソルゴー型・スーダン型、スーダングラス等)、青刈り麦、青刈りひえ、青刈り稲、牧草(イネ科、マメ科等))					
単 価	12,000円/10a					
課 題	<p>当地域は畜産が盛んであり、飼料作物については、畜産の粗飼料として土地利用型作物に占める割合が高い。水田を活用した「地産地消」の取り組みとして、粗飼料の自給率の向上を図ることが重要な課題となっている。そのため、耕種農家との利用供給を推進し、裏作での飼料作物の作付面積の増大を図る。</p>					
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	二毛作の 作付面積	目標	137.0 ha	124.0 ha	125.0 ha	126.0 ha
		実績	123.5 ha	114.9 ha	—	—
	二毛作の 作付率	目標	3.9%	3.6%	3.7%	3.8%
実績		3.5%	3.2%	—	—	
内 容	利用供給協定書、自家利用計画書に基づき二毛作として飼料作物を作付けし、粗飼料自給率の向上を図る取り組みを支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 利用供給協定書、自家利用計画書に基づき、二毛作として飼料作物を作付けする農業者</p> <p>○取組の要件 主食用米、戦略作物(大豆、麦、飼料作物、新規需要米)、加工・業務用野菜(基幹作)、またはそば(基幹作)を作付けしたほ場において、二毛作として作付けすること。</p>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類等を確認する。</p> <p>①助成対象者: 営農計画書、利用供給協定書、自家利用計画 ②助成対象作物: 現地確認、畜産農家への聴取等 ③助成対象農地: 農地台帳、水田台帳 ④取組要件の確認方法: 現地確認、利用供給協定書、作業日誌等</p>					
成果等の 確認方法	<p>○12月末までに以下の方法で確認する。 飼料作物二毛作の作付面積は、営農計画書および水田台帳より集計。</p>					
備考	<p>※交付金の支払時期としては年末払いとする。 ※整理番号16との重複しての交付は可能とする。 ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会	整理番号	16			
使途名	飼料作物二毛作助成(2回目)(二毛作)					
対象作物	飼料作物(子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、青刈りソルガム(ソルゴー型・スーダン型、スーダングラス等)、青刈り麦、青刈りひえ、青刈り稲、牧草(イネ科、マメ科等))					
単 価	1,000円/10a(3,000円/10a)					
課 題	<p>当地域は畜産が盛んであり、飼料作物については、畜産の粗飼料として土地利用型作物に占める割合が高い。水田を活用した「地産地消」の取り組みとして、粗飼料の自給率の向上を図ることが重要な課題となっている。そのため、耕種農家との利用供給を推進し、裏作での飼料作物の作付面積の増大を図る。</p>					
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	二毛作の 作付面積	目標	137.0 ha	124.0 ha	125.0 ha	126.0 ha
		実績	123.5 ha	114.9 ha	—	—
	二毛作の 作付率	目標	3.9%	3.6%	3.7%	3.8%
実績		3.5%	3.2%	—	—	
内 容	利用供給協定書、自家利用計画書に基づき二毛作として飼料作物を作付けし、粗飼料自給率の向上を図る取り組みを支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 利用供給協定書、自家利用計画書に基づき、二毛作として飼料作物を作付けする農業者</p> <p>○取組の要件 主食用米、戦略作物(大豆、麦、飼料作物、新規需要米)、加工・業務用野菜(基幹作)、またはそば(基幹作)を作付けしたほ場において、二毛作として作付けすること。</p>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類等を確認する。</p> <p>①助成対象者: 営農計画書、利用供給協定書、自家利用計画 ②助成対象作物: 現地確認、畜産農家への聴取等 ③助成対象農地: 農地台帳、水田台帳 ④取組要件の確認方法: 現地確認、利用供給協定書、作業日誌等</p>					
成果等の 確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。 飼料作物二毛作の作付面積は、営農計画書および水田台帳より集計。</p>					
備考	<p>※交付金の支払時期としては年度末払いとする。 ※整理番号15との重複しての交付は可能とする。 ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会			整理番号	17	
使途名	耕畜連携の取組（資源循環）助成（耕畜連携）					
対象作物	稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）					
単 価	10,000円／10a（13,000円／10a）					
課 題	<p>需要に応じた生産を行う中で稲発酵粗飼料用稲（以下「WCS用稲」という。）の作付けを推進している。特に、畜産農家の国産家粗飼料の確保と、耕種農家における家畜糞由来堆肥の有効活用による水田農業の低コスト化、WCS用稲の生産性の向上を図るため、地域内での水田経営、畜産経営の連携による資源循環の取り組みを増大する必要がある。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積 （WCS用稲）	目標	130.0 ha	143.0 ha	144.0 ha	144.0 ha
		実績	142.1ha	143.2ha	—	—
	取組面積 （堆肥散布）	目標	85.0 ha	84.0 ha	85.0 ha	86.0 ha
実績		83.7 ha	83.3 ha	—	—	
内 容	<p>耕畜連携の取組として、水田で生産されたWCS用稲の供給を受けた家畜由来の堆肥を、WCS用稲の作付水田に散布し、資源循環を図る取組を支援する。</p>					
具体的要件	<p>○助成対象者 WCS用稲を作付けし、支援対象の取組を実施する農業者</p> <p>○助成対象農地 同一年度において、他の堆肥散布助成を受けていない水田</p> <p>○取組の要件 ①当該年度（産地交付金の交付額報告書（様式第11-3号）提出まで）において、堆肥散布を行うこと。 ②散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物由来であること。 ③堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者またはその者の委託を受けた者であること。 ④堆肥の散布量は、2t／10aまたは4m<sup>3</sup>／10a以上であること。 ただし、粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。 ⑤需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組の認定を受けていること。</p>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類を確認する。 ①助成対象者：営農計画書、新規需要米取組計画書、利用供給協定書 ②助成対象作物：現地確認、畜産農家への聴取等 ③助成対象農地：農地台帳、水田台帳 ④取組要件の確認方法：現地確認、利用供給協定書、作業日誌等 ※利用供給協定書の必須事項：取組の内容、供給される飼料作物の種類、飼料作物の生産者、堆肥散布者、ほ場の場所及び面積、堆肥の散布時期及び量、利用供給協定締結期間、堆肥散布条件等</p>					
成果等の 確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。 助成対象農家のWCS用稲の作物面積は、営農計画書および水田台帳より集計。</p>					
備考	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。 助成対象農家のWCS用稲の作物面積は、営農計画書および水田台帳より集計。</p>					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会			整理番号	18	
用途名	営農再開支援（地力増進作物）（基幹）					
対象作物	地力増進作物（ソルガム、イタリアンライグラス、ライ麦、大麦、小麦）					
単 価	20,000円／10a					
課 題	<p>平成29年7月九州北部豪雨災害及び令和5年豪雨災害により、平坦部においては広範囲にわたり土砂が流入し、河川流域においては、農地の流亡等甚大な被害が発生し、被災農家の営農意欲の著しい低下が懸念される。</p> <p>このため、被災状況、災害復旧に応じた作物誘導を行い、農地の災害復旧工事および農業用施設等の災害復旧工事（以下「復旧工事」という。）が完了した農地において、対象作物を作付けし次年度以降の所得増加に寄与する取組を推進する必要がある。</p> <p>※詳細は別添資料のとおり。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積	目標	10.0 ha	1.0 ha	1.0 ha	1.0 ha
		実績	0	0.2 ha	—	—
	水田に占める被災水田の割合	目標	3.4%	2.0%	1.6%	1.2%
実績		2.4%	2.9%	—	—	
内 容	復旧工事の完了後、あるいは農業用施設の被災等により、販売目的での作物の作付けが困難な被災水田等において、対象作物を作付けし、次年度以降の所得増加に寄与する取組を支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 次のいずれかに該当する者 ①年度内に復旧工事が完了した被災水田等において耕作する農業者 ②農業用施設の被災等により、水稲作を断念した被災水田等において耕作する農業者</p> <p>○助成対象農地 ①年度内に復旧工事が完了した被災水田等 ②農業用施設の被災等により、水稲作を断念した被災水田等</p> <p>○取組の要件 ①年度内に復旧工事が完了した被災水田等において、対象作物を作付けすること。 ②農業用施設の被災等により水稲作を断念した被災水田等において、対象作物を作付けすること。</p> <p>○その他の要件 上記に定めるもののほか、水田農業推進協議会長が特に認める場合は、対象作物にできるものとする。</p>					
取組の確認方法	<p>○朝倉市水田農業推進協議会において、以下の書類を確認する。</p> <p>①助成対象者：営農計画書 ②助成対象作物：営農計画書、現地確認 ③助成対象農地：農地台帳、水田台帳、被災水田等の農地データ ④取組要件の確認方法：現地確認、種子等の購入伝票、作業日誌等</p>					
成果等の確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。 地力増進作物の作付面積は、営農計画書および水田台帳より集計。</p>					
備考	<p>※交付金の支払時期としては年度末払いとする。 ※次年度以降は要件の定着状況等を確認し、支援の有無、新たな要件等を検討する。 ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会			整理番号	19	
用途名	営農再開支援(景観形成作物)(基幹)					
対象作物	景観形成作物(コスモス、なたね、ひまわり)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>平成29年7月九州北部豪雨災害及び令和5年豪雨災害により、平坦部においては広範囲にわたり土砂が流入し、河川流域においては、農地の流亡等甚大な被害が発生し、被災農家の営農意欲の著しい低下が懸念される。</p> <p>このため、被災状況、災害復旧に応じた作物誘導を行い、農地の災害復旧工事および農業用施設等の災害復旧工事(以下「復旧工事」という。)が完了するまでの間、復旧工事に係る被災農地および受益地(以下「被災水田等」という。)において作付けの継続を図り、被災農家の営農意欲を維持することが必要である。</p> <p>※詳細は別添資料のとおり。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積	目標	6.0 ha	0.1 ha	0.1 ha	0.1 ha
		実績	0	0	—	—
	水田に占める被災水田の割合	目標	3.4%	2.0%	1.6%	1.2%
実績		2.4%	2.9%	—	—	
内 容	復旧工事が完了するまでの間、販売目的での作物の作付けが困難な被災水田等において、対象作物を作付けし、営農意欲の維持を図る取組を支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 被災水田等において耕作する農業者</p> <p>○助成対象農地 復旧工事に係る被災農地および受益地 ただし、畦畔が確認できるなど場所の特定が可能で、かつ復旧工事に支障がないほ場であること。</p> <p>○取組の要件 ①復旧工事が完了するまでの間、販売目的での作物の作付けが困難な被災水田等において、対象作物を作付けすること。 ②被災水田等における対象作物の作付けについては、復旧工事の支障にならないよう、営農条件について、予め朝倉市と協議を行っていること。</p> <p>○その他の要件 対象作物及び対象農地については、上記に定めるもののほか水田農業推進協議会会長が特に認める場合は、対象にできるものとする。</p>					
取組の確認方法	<p>○朝倉市水田農業推進協議会において、以下の書類を確認する。</p> <p>①助成対象者: 営農計画書 ②助成対象作物: 営農計画書、現地確認 ③助成対象農地: 農地台帳、水田台帳、被災水田等の農地データ ④取組要件の確認方法: 現地確認、種子等の購入伝票、作業日誌等</p>					
成果等の確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。 景観形成作物の作付面積は、営農計画書および水田台帳より集計。</p>					
備考	<p>※交付金の支払時期としては年度末払いとする。 ※次年度以降は要件の定着状況等を確認し、支援の有無、新たな要件等を検討する。 ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	朝倉市水田農業推進協議会	整理番号	20			
使途名	そばの作付けの取組(基幹)					
対象作物	そば					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>中山間地域等の条件不利地では、過疎化や高齢化による担い手不足が顕著であり、地域農業の担い手確保対策が重要な課題となっている。そのため、農地の有効活用と地域の活性化を目指し、高齢者でも負担が少ないそばの作付けを推進し、適地適作による産地づくりが必要である。</p>					
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	作付面積	目標	3.7 ha	1.5 ha	2.7 ha	2.7 ha
		実績	1.4 ha	2.6 ha	—	—
内 容	そばを作付けし、出荷・販売を行う取り組みを支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 販売を目的として、そばを作付けする販売農家。</p> <p>○取組の要件 ①同一ほ場で対象作物を複数回作付けした場合でも、交付金の交付は1回限りとする。 ②同一年度に主食用米、戦略作物(大豆、新規需要米)を作付けしないほ場であること。</p>					
取組の 確認方法	<p>○水田協議会において以下の書類を確認する。 ①助成対象者:営農計画書 ②助成対象作物:営農計画書、現地確認 ③助成対象水田:農地台帳、水田台帳 ④取組要件の確認方法:出荷・販売伝票、作業日誌等</p>					
成果等の 確認方法	<p>○3月末までに以下の方法で確認する。 そばの作付面積は、営農計画書および水田台帳を集計。</p>					
備考	<p>※交付金の支払時期としては年度末払いとする。 ※整理番号9、11との重複しての交付は可能とする。 ※支援年限は令和10年まで。ただし、目標の達成状況に応じて見直しを行う。</p>					